



一時金・ 手当金を支給

被保険者・被扶養者が出産したときは「出産育児一時金」が支給されます。被保険者が妊娠・出産のために会社を休み、給料がもらえないときには「出産手当金」が支給されます。

誕生した子どもは届け出ると被扶養者となります。義務教育就学前までは2割、就学後は3割の窓口負担で病院にかかります。

40歳になると

特定健康診査・ 特定保健指導の対象者に

40歳になると、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を受けます。検査結果によっては特定保健指導を受けます。

40歳になると、介護保険の第2号被保険者となり、介護保険料を支払います。健保組合は国に代わって徴収しています。

退職

退職後の 医療保険を選択

再就職する場合は再就職先の健康保険に加入します。再就職しない場合は、①ご家族の被扶養者になるか、②住所地の国民健康保険に加入するか、③日通健保に残ります(任意継続被保険者制度・最長2年間)。



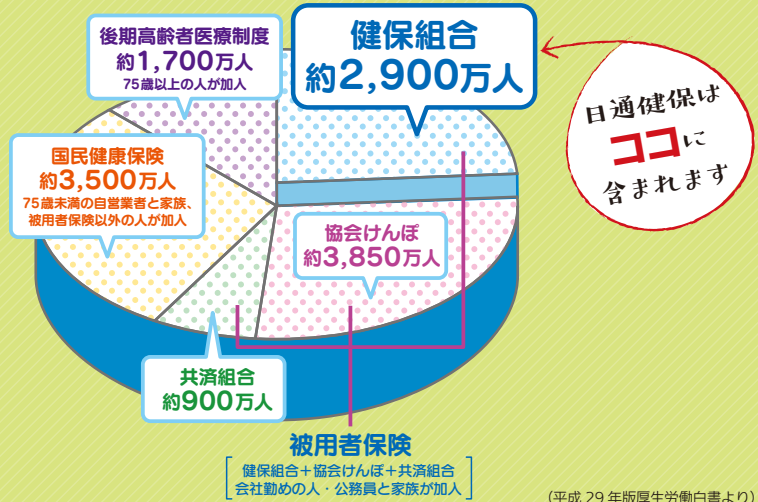
40歳～

- 被保険者は「**胃がん検診**」「**大腸がん検診**」が受診できます。
- 被扶養者は「**特定健康診査**」(①健保連集合契約②けんぽ共同健診「巡回健診」③けんぽ共同健診「施設健診」のいずれか)が受診できます。



「国民皆保険」って？

日本は「国民皆保険」制度で、必ずどこかの公的医療保険に加入することになっています。どの医療保険に加入するかは、職場や年齢によって決まります。



医療費が高額になったとき

高額療養費

医療費が一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、超えた額を「高額療養費」として支給します。日通健保では自動払い方式なので、皆さんの手続きは不要です。

さらに付加給付があり、1カ月約2万円の自己負担で済みます。

医療費が高額になりそうときは 「限度額適用認定証」の 事前申請を

病院等の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、窓口負担が自己負担限度額までに抑えられます。医療費が高額になりそうときは、勤務する会社の総務(健保担当)部署に事前に申請してください。